

介護医療院の創設に伴う労働者派遣法施行令の整備について
(労働者派遣法施行令の一部改正)

1. 背景

(1) 派遣禁止業務

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 4 条第 1 項において、港湾運送業務、建設業務、警備業務及び病院等における医療関係業務（※）については、労働者派遣事業を行うことを禁止している。

- 禁止する病院等における医療関係業務の詳細は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和 61 年法律第 95 号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第 2 条第 1 項において定めている。

※ 病院等における医療関係業務については、当該業務を適切に遂行するにあたり、現場の医療スタッフが互いの能力や治療方針等を把握し合い、十分な意思疎通の下、一つの「チーム」を形成して業務を遂行する必要性がある（チーム医療）中で、当該業務を労働者派遣を利用して行うこととすると、派遣労働者の決定、変更は専ら派遣元事業主において行われ、派遣先が派遣労働者を特定できず、チームの構成員である現場医療スタッフによる互いの能力把握や意思疎通が十分になされなくなるおそれ強いことから、病院等における医療関係業務に労働者派遣を業として行うことを禁止している。

(2) 介護医療院の創設

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「地域包括ケア強化法」という。）により、平成 30 年 4 月 1 日から、新たな介護保険施設である介護医療院（※）が創設される。

※ 要介護者を対象として受け入れる施設であり、長期療養に必要な医療や、日常生活上の世話（介護）を一体的に共有する機能を有する施設。医療法上の医療提供施設としても位置づけられる。

2. 概要

- 介護医療院における医療関係業務についても、病院等におけるものと同様、労働者派遣を利用した場合、チーム医療が実現されず、適切に業務が遂行されないおそれがあることから、労働者派遣事業を行うことを禁止する。

労働者	業務内容	業務が行われる場所	
		病院・診療所（参考）	介護医療院
医師	医業	禁止	<u>禁止</u>
歯科医師	歯科医業	禁止	<u>禁止</u>
薬剤師	調剤の業務	禁止	<u>禁止</u>
看護師・准看護師	療養上の世話、診療の補助	禁止	<u>禁止</u>
保健師	保健指導	禁止	<u>禁止</u>
助産師	助産、保健指導	禁止	<u>禁止</u>
栄養士	傷病者の療養のための栄養指導	禁止	<u>禁止</u>
診療放射線技師	放射線を人体に照射する業務	禁止	<u>禁止</u>
歯科衛生士	歯科衛生士法第2条第1項の業務	禁止	<u>禁止</u>
歯科技工士	歯科技工の業務	禁止	<u>禁止</u>
その他（※）	診療の補助	禁止	<u>禁止</u>

※ 歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士及び認定特定行為業務従事者

3. 施行期日等

公布日：平成30年3月下旬（予定）

施行日：平成30年4月1日（予定）

（注）本改正は、地域包括ケア強化法（30年4月1日施行分）の施行のために必要となるその他の政令改正とあわせて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」において行う予定。

参照条文

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）
 - 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
 - 三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務
- 2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）（抄）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

- 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条に規定する歯科医業（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 三 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第十九条に規定する調剤の業務（病院等において行われるものに限る。）
- 四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）
- 五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第一条第二項に規定する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第二条第一項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 七 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 八 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第二条第一項に規定する業務（病院等において行われるものに限る。）

2 （略）

◎介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） ※平成 30 年 4 月 1 日施行

第八条 （略）

2～24 （略）

25 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院をいう。

26・27 （略）

28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

29 この法律において「介護医療院」とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第七條第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

◎介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄） ※平成 30 年 4 月 1 日施行

第一條の二 （略）

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

第一條の六 （略）

2 この法律において、「介護医療院」とは、介護保険法の規定による介護医療院をいう。